

行方市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月11日

行方市長 高 須 敏 美

行方市規則第8号

行方市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

行方市介護保険条例施行規則(平成17年行方市規則第83号)の一部を次のように改正する。

目次中「第49条」の次に「・第50条」を加える。

第2条第1項第2号中「様式第2号」を「介護保険住所地特例適用・変更・終了届」に改め、同項第3号中「様式第3号」を「介護保険被保険者証交付申請書」に改め、同項第4号中「様式第4号」を「介護保険被保険者証等再交付申請書」に改め、同条第2項中「様式第5号」を「様式第2号」に改める。

第8条中「様式第6号」を「様式第3号」に改める。

第9条の表中「様式第7号」を「様式第4号」に改め、「様式第8号」及び「様式第9号」を削り、「退所」の次に「(居)」を加え、「様式第10号」を削り、「様式第11号」を「様式第5号」に改め、「様式第12号」を削り、「様式第13号」を「様式第6号」に改める。

第10条中「様式第14号によるもの」を「介護保険要介護認定・要支援認定／要介護更新認定・要支援更新認定申請書」に改める。

第11条中「様式第15号によるもの」を「介護保険要介護認定・要支援認定区分変更申請書」に改める。

第12条中「様式第16号」を「様式第7号」に改める。

第13条中「様式第17号によるもの」を「介護保険要介護認定訪問調査依頼書」に改める。

第14条中「様式第18号によるもの」を「介護保険主治医意見書提出依頼書」に改める。

第15条中「様式第19号により行うもの」を「介護保険診断命令書」に改める。

第16条中「様式第20号から様式第23号までによるもの」を「次の各号に定める様式」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 介護保険要介護認定・要支援認定等結果通知書
- (2) 介護保険要介護認定・要支援認定等却下通知書
- (3) 介護保険要介護認定・要支援認定取消通知書

(4) 介護保険要介護認定・要支援認定等延期通知書

第17条中「様式第24号」を「介護保険サービスの種類指定結果通知書」に改める。

第18条中「様式第25号によるもの」を「介護保険要介護・要支援状態区分変更通知書」に改める。

第19条第1項中「様式第26号」を「介護保険居宅介護(介護予防)サービス費等支給申請書(償還払用)」に改め、同条第2項中「様式第38号」を「介護保険居宅介護(介護予防)サービス費等支給(不支給)決定通知書(償還払用)」に改める。

第20条中「様式第27号」を「様式第8号」に改める。

第21条第1項中「様式第28号によるもの」を「介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書」に改め、同条第2項中「様式第38号」を「介護保険居宅介護(介護予防)サービス費等支給(不支給)決定通知書(償還払用)」に改める。

第22条第1項中「様式第29号によるもの」を「介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修支給申請書」に改め、同条第2項中「様式第38号」を「介護保険居宅介護(介護予防)サービス費等支給(不支給)決定通知書(償還払用)」に改める。

第23条第1項中「様式第30号」を「介護保険高額介護(予防)サービス費支給申請書」に改め、同条第2項中「様式第38号」を「介護保険居宅介護(介護予防)サービス費等支給(不支給)決定通知書(償還払用)」に改める。

第23条の2第1項中「様式第69号」を「様式第31号」に改め、同条第2項中「様式第70号」を「高額医療合算介護(予防)サービス費支給(不支給)決定通知書」に改める。

第24条第1項中「様式第31号」を「介護保険負担限度額認定申請書」に改め、同条第2項中「様式第36号の通知書」を「介護保険負担限度額認定決定通知書」に改める。

第25条第1項中「様式第32号」を「介護保険特定負担限度額認定申請書(特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請)」に改め、同条第2項中「様式第37号の通知書」を「介護保険特定負担限度額認定決定通知書(特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請)」に改める。

第26条第1項中「様式第33号」を「様式第9号」に改め、同条第2項中「様式第36号」を「介護保険負担限度額認定決定通知書」に、「第37号」を「介護保険特定負担限度額認定決定通知書(特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請)」に改める。

第27条第1項中「様式第34号の申請書」を「介護保険利用者負担額減額・免除認定申請書」に改め、同条第2項中「様式第36号の通知書」を「介護保険負担限度額認定決定通知書」に改める。

第28条第1項中「様式第35号」を「介護保険利用者負担額減額・免除認定申請書(特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請)」に改め、同条第2項本文中「様式第37号」を「介護保険特定負担限度額認定決定通知書(特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請)」に改め、同項ただし書中「様式第37号の通知書」を「介護保険特定負担限度額認定決定通知書(特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請)」に改める。

第30条第1項中「様式第39号の証明書」を「介護保険受給資格証明書」に改め、同条第2項及び第3項中「様式第39号の2」を「様式第10号」に改める。

第31条中「様式第40号」を「様式第11号」に改める。

第32条第1項中「様式第41号」を「納入通知書(保険料額決定通知書)兼特別徴収開始通知書」に改め、同条第2項中「様式第42号」を「納入通知書(保険料額変更通知書)兼特別徴収額変更通知書、特別徴収中止通知書」に改める。

第33条第1項中「様式第43号」を「様式第12号」に改め、同条第2項中「様式第44号」を「介護保険料減免決定通知書」に、「様式第45号」を「様式第13号」に改める。

第34条第2項中「様式第46号」を「様式第14号」に改める。

第35条第2項中「様式第47号」を「様式第15号」に改める。

第36条中「様式第48号」を「様式第16号」に改める。

第37条中「様式第49号」を「様式第17号」に改める。

第38条第1項中「様式第50号」を「様式第18号」に改め、同条第2項前段中「様式第51号」を「様式第19号」に改め、同項中「様式第51号の2」を「様式第20号」に、「様式第51号の3」を「様式第21号」に改め、同条第3項中「様式第52号」を「様式第22号」に改め、同条第4項中「様式第53号」を「様式第23号」に改める。

第39条第1項中「様式第54号」を「様式第24号」に改め、同条第2項中「様式第55号」を「様式第25号」に改める。

第40条の表中「様式第56号」を「様式第26号」に改める。

第41条第1項中「様式第57号」を「介護保険給付の支払方法変更(償還払い化)予告通知書」に改め、同条第2項中「様式第58号」を「介護保険給付の支払方法変更(償還払い化)通知書」に改める。

第42条中「様式第59号」を「介護保険給付の支払一時差止通知書」に改める。

第43条中「様式第60号によるもの」を「介護保険滞納保険料控除通知書」に改める。

第44条第1項中「様式第61号」を「介護保険給付額減額通知書」に改め、同条第2項中

「様式第62号」を「様式第27号」に改める。

第45条中「様式第63号」を「様式第28号」に改める。

第46条中「様式第64号によるもの」を「要介護認定等申請受理通知書」に改める。

第47条第1項中「様式第65号」を「介護保険給付の支払一時差止等予告通知書」に改め、同条第2項中「様式第66号」を「介護保険給付の支払一時差止等処分通知書」に改める。

第48条中「様式第67号」を「様式第29号」に改める。

第49条中「様式第68号」を「様式第30号」に改める。

本則に次の1条を加える。

(様式)

第50条 この規則に定めるもののほか必要な様式は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号)に基づき国が定める様式とする。

様式第2号から様式第4号までを削り、様式第5号を様式第2号とし、様式第6号を様式第3号とし、様式第7号を様式第4号とする。

様式第8号から様式第10号までを削り、様式第11号を様式第5号とする。

様式第12号を削り、様式第13号を様式第6号とする。

様式第14号及び様式第15号を削り、様式第16号を様式第7号とする。

様式第17号から様式第26号までを削り、様式第27号を様式第8号とする。

様式第28号から様式第32号までを削り、様式第33号を様式第9号とする。

様式第34号から様式第38号までを削り、様式第39号の2を様式第10号とし、様式第40号を様式第11号とする。

様式第41号及び様式第42号を削り、様式第43号を様式第12号とする。

様式第44号を削り、様式第45号を様式第13号とし、様式第46号を様式第14号とし、様式第47号を様式第15号とし、様式第48号を様式第16号とし、様式第49号を様式第17号とし、様式第50号を様式第18号とし、様式第51号を様式第19号とし、様式第51号の2を様式第20号とし、様式第51号の3を様式第21号とし、様式第52号を様式第22号とし、様式第53号を様式第23号とし、様式第54号を様式第24号とし、様式第55号を様式第25号とし、様式第56号を様式第26号とする。

様式第57号から様式第61号までを削り、様式第62号を様式第27号とし、様式第63号を様式第28号とする。

様式第64号から様式第66号までを削り、様式第67号を様式第29号とし、様式第68号を様

式第30号とし、様式第69号を様式第31号とする。

様式第70号を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。